

令和 7 年 4 月 1 日改訂

住居確保給付金のしおり

離職 減収等により住居を喪失又はその恐れのある方へ

～住居確保給付金のご案内～

（家賃補助）

住居確保給付金とは

就労能力及び就労意欲のある方のうち、住宅を喪失している方又は喪失するおそれがある方を対象として住宅費を支給するとともに、大津市役所生活福祉課（自立相談支援機関）による就労支援等を実施し、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行います。

支給額：下記を上限として、収入に応じて調整された額を支給

3,9万円（単身世帯） 4,7万円（2人世帯） 5,1万円（3～5人世帯）

5,5万円（6人世帯） 6,1万円（7人以上世帯）

支給期間：3か月間（一定の条件により3か月間の延長、再延長が可能）

支給方法：原則住宅の貸主又は貸主から委託を受けた不動産業者等への代理納付。

住居確保給付金を受けるには、次のような要件があります

申請時に以下の①～⑦のいずれにも該当する方が対象となります。

- ① 離職等またはやむを得ない休業により経済的に困窮し、住居喪失者又は住居喪失のおそれがある。
- ② イ）離職、廃業等の日から2年以内である。（当該期間に疾病、負傷、育児その他生活福祉課がやむを得ないと認める事情により連続して30日以上求職活動ができなかった者については、当該事情により求職活動ができなかった日数を考慮することとする。）
ロ）就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、当該個人の就労の状況が離職又は廃業の場合と同等程度の状況にあること。
- ③ 離職等の日において、主たる生計維持者であった。（離職前は主たる生計維持者ではなかったがその後離婚等により、申請時には主たる生計維持者となっている場合も含む。）
- ④ 申請日の属する月の、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額が下記の収入基準額（基準額に家賃額を合算した額）以下であること。

※家賃額が住宅扶助基準に基づく額を上回る場合は住宅扶助基準額を合算する。

世帯	単身	2人	3人	4人	5人	6人	7人以上
基準額	8.4万円	13万円	17.2万円	21.4万円	25.5万円	29.7万円	33.4万円
住宅扶助基準額	3,9万円	4,7万円	5,1万円	5,1万円	5,1万円	5,5万円	6,1万円
収入基準額	12,3万円	17,7万円	22,3万円	26,5万円	30,6万円	35,2万円	39,5万円

- ⑤ 申請日において、申請者及び申請者と生活を一にしている同居の親族の預貯金の合計額が基準額×6（単身世帯 50,4万円 2人世帯 78万円 ただし、100万円を超えないものとする。）以下であること。
- ⑥ ハローワークに求職の申込みをし、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行うこと。
- ⑦ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員でないこと。

住居確保給付金の支給額について

住居確保給付金は一月ごとに支給し、その月額はその①②の場合に応じ、それぞれ定める額（当該額が支給額の上限を超える場合は、世帯人数に応じた上限の支給額を支給する。）

- ① 申請日の属する月における同一世帯に属する者の収入額を合算した額（世帯収入額）が基準額以下の場合

賃借する住宅の 1 月当たりの家賃額（※賃貸借契約書に記載された実際の家賃額）

- ② 申請日の属する月における世帯収入額が基準額を超える場合

基準額 ＋ 賃借する住宅の 1 月当たりの家賃額 － 世帯収入額
＝ 支給額

（※但し世帯人数に応じた上限の支給額が上限、※100円未満の端数は端数金額を切り上げて計算）

※①、②いずれも世帯人数に応じた支給額が上限となる。

〈支給金額の具体例〉

- 単身世帯（家賃39,000円 申請月の収入84,000円以下の場合
月額39,000円を貸主等の指定口座に振込みます。
- 単身世帯（家賃45,000円 申請月の収入84,000円以下の場合
月額39,000円（住宅扶助上限額）を家主等の指定口座に振り込みます。
※差額6,000円は申請者が負担することとなります。
- 単身世帯（家賃40,000円 申請月の収入100,000円の場合
月額24,000円を貸主等の指定口座に振り込みます。
計算：84,000＋40,000－100,000＝24,000円
（基準額） （家賃） （収入）

※差額16,000円は申請者が負担することとなります。

住居確保給付金支給の申請をするために必要なもの

- ① 相談受付・申込票
- ② 住居確保給付金支給申請書
- ③ 住居確保給付金申請時確認書
- ④ 入居住宅に関する状況通知書
- ⑤ 本人確認書類（次のいずれか）
運転免許証、マイナンバーカード、旅券、各種福祉手帳、健康保険証、住民票、戸籍謄本等の写し
- ⑥ 離職、廃業後2年以内の者であることが確認できる書類の写し
（離職票、受給を終えた雇用保険受給資格者証等がない場合は、給与振込みが一定の期日から途絶えている通帳の写しなど離職者であることが確認できる何らかの書類、廃業の場合はそのことを確認できる何らかの書類）
※疾病、負傷、育児等により引き続き30日以上求職活動を行うことができなかった場合、当該事情を証明する資料を提出することで当該期間を2年に加算できる可能性があります。（最長4年まで）
- ⑦ 収入が減少したことがわかる書類
（雇用主からの休業を命じる文書、アルバイト等のシフトが減少したことがわかる文書、請負契約等のアポイントがキャンセルになったことがわかる文書など休業等により離職等の場合と同等程度であることが確認できる何らかの書類）
- ⑧ 申請者及び申請者と生計を一にしている同居親族のうち収入がある者について、収入が確認できる書類の写し
給与明細書（直近3か月分）、預金通帳の収入の振込み記載ページ、雇用保険の失業給付等を受けている場合は「雇用保険受給資格者証」、年金を受けている場合は「年金手帳」。その他各種福祉手帳
- ⑨ 申請者及び申請者と生計を一にしている同居親族の金融機関の通帳の写し（オンラインの通帳も含む）株式、債券、暗号資産等をお持ちの方は金額を確認できる資料
- ⑩ 賃貸借契約書の写し（重要事項説明書や契約更新のときのものは不可）

生活福祉資金（総合支援資金）について

賃貸住宅への入居には敷金、礼金等のいわゆる「初期費用」が必要となる場合があります。「初期費用」の対応が困難な方や、住居確保給付金受給中の生活費が必要な方は、社会福祉協議会の「生活福祉資金（総合支援資金）」を活用することができます。

◆ 生活福祉資金（総合支援資金）

継続的な生活相談・支援（就労支援等）と併せて、生活費及び一時的な資金を貸し付け、生活の立て直しを支援するための貸し付けです。

- ① 住 宅 入 居 費：４０万円以内
- ② 生 活 支 援 費：２人以上世帯/月２０万円以内（単身/１５万円以内）
- ③ 一時生活再建費：６０万円以内

住居確保給付金支給までの生活費が必要な方は

住宅を喪失している方であって、住居確保給付金を受給するまでの間の生活費が必要な方は、社会福祉協議会の生活福祉資金（緊急小口資金）の貸付を活用することができます。

◆ 生活福祉資金（緊急小口資金）

公的給付等による支援を受けるまでの間の当面の生活に要する費用の貸付
貸付金額：１０万円以内

※貸付には審査があります。申込された方すべてが貸付決定とは限りません。

【住居確保給付金お問い合わせ先】

大津市健康福祉部・生活福祉課
TEL：077-528-2743
FAX：077-523-0412

【各種貸付けお問い合わせ先】

大津市社会福祉協議会 明日都浜大津５Ｆ
TEL：０７７－５２５－９３１６
京阪びわ湖浜大津駅 下車２分

住居確保給付金の申請から決定まで

住宅を喪失している方の場合

◆ 住居確保給付金の支給申請

- 必要書類を添えて、申請書を生活福祉課（自立相談支援機関）に提出します。
- 申請書の写しの交付に併せて、「入居予定住宅に関する状況通知書」の用紙が配布されます。
- 住居確保給付金の支給開始までの生活費が必要な方は、社会福祉協議会に申請書の写しを提示して、特例つなぎ資金の借り入れ申し込みを行うことができます。

◆ 入居予定住宅の確保

- 不動産業者等に申請書の写しを提示して、当該業者等を介して賃貸住宅を探し、住居確保給付金支給決定等を条件に入居可能な賃貸住宅を確保してください。原則として、賃貸住宅を探す範囲は申請書を提出した自治体の地域内です。
- 敷金、礼金などの入居初期費用について、社会福祉協議会の総合支援資金貸付（住宅入居費）を利用する場合はその旨不動産業者等に伝えて下さい。
- 入居可能な住宅を確保した場合には、不動産業者等から「入居予定住宅に関する状況通知書」への記載及び交付を受けます。

◆ 住居確保給付金の確認書類の提出

- 不動産業者等から記載・発行を受けた「入居予定住宅に関する状況通知書」を、生活福祉課（自立相談支援機関）に提出してください。

◆ 住居確保給付金の審査

- 審査の結果、受給資格ありと判断された場合は、「住居確保給付金支給対象者証明書」が交付されます。
- 受給資格なしと判断された場合、「住居確保給付金不支給通知書」が交付されます。その場合は、住宅を確保している不動産業者等に住居確保給付金不支給決定により、賃貸借契約を締結できない旨を連絡してください。
- 「住居確保給付金支給対象者証明書」の交付にあわせて、「住宅確保報告書」の用紙が配布されます。

◆ 総合支援資金貸付（住宅入居費・生活支援費）の申し込み

- 敷金、礼金等の初期費用を用意することが困難な方は、社会福祉協議会に「入居予定住宅に関する状況通知書」の写し及び「住居確保給付金支給対象者証明書」の写しを提出して、総合支援資金貸付（住宅入居費）の借入れ申込みが可能です。

- ・住居確保給付金受給中の生活費が必要な方は、あわせて社会福祉協議会に総合支援資金貸付（生活支援費）の借入れ申込みが可能です。

◆ 賃貸借契約の締結

- ・「入居予定住宅に関する状況通知書」の交付を受けた不動産媒介事業者等に対し、「住居確保給付金支給対象者証明書」を提示し、予定していた賃貸住宅に関する賃貸借契約を締結してください。この際、総合支援資金（住宅入居費）の借入申込みをしている場合は、その写しも提示してください。
- ・総合支援資金（住宅入居費）の借入申込みをしている方の場合、本賃貸借契約は、原則として「停止条件付き契約（初期費用となる借入金が不動産業者等へ振り込まれたことが確認された日をもって効力が発生する契約）」となります。なお、総合支援資金（住宅入居費）を活用せず、初期費用を自分で用意可能な方の場合には、通常契約となると考えられますが、混乱を防ぐため住居確保給付金対象者については全て停止条件付きの契約とするとしている不動産業者等もあると考えられますのでご注意ください。
- ・総合支援資金（住宅入居費）の借入申込みをしている方は、契約締結後、賃貸借契約書の写しを社会福祉協議会に提出してください。審査を経て総合支援資金（住宅入居費）が決定され、住宅入居費が不動産業者等に振り込まれます。

◆ 入居手続き

- ・住宅入居費が不動産業者等に振り込まれたことをもって停止条件付きの賃貸借契約の効力が発生しますので、不動産業者等との間で入居に関する手続きを行ってください。
- ・すぐに住民票の設定・変更手続きをしてください。

◆ 住居確保給付金支給の決定

- ・既に「住居確保給付金支給対象者証明書」が交付されていますが、実際に支給を受けるためには、住宅入居後7日以内に、「賃貸住宅に関する賃貸借契約書の写し」及び新住所における「住民票の写し」を添付して、「住宅確保報告書」を生活福祉課（自立相談支援機関）に提出してください。
- ・「住居確保給付金支給決定通知書」が交付され、あわせて、「常用就職届」、「職業相談確認票」の用紙、必要に応じて「住居確保給付金常用就職活動状況報告書」の用紙が配布されます。
- ・住宅を確保している不動産業者等に対して「住居確保給付金支給決定通知書の写し」を提出してください。
- ・住居確保給付金は自治体から不動産業者等へ直接振り込まれます。
- ・臨時特例つなぎ資金の貸付を受けている者に対しては、償還について社会福祉協議会の指示を受けることとなります。
- ・総合支援資金（生活支援費）の申請をしている方は、「住居確保給付金支給決定通知書」の写しを社会福祉協議会に提出してください。審査が通ると、貸付決定が通知されます。

住宅を喪失するおそれのある方の場合

◆ 住居確保給付金の支給申請

- 必要書類を添えて、申請書を生活福祉課（自立相談支援機関）に提出します。
- 申請書の写しの交付にあわせて、「入居住宅に関する状況通知書」の用紙、「求職申込み・雇用施策利用状況確認票」の用紙が配布されます。

◆ 入居住宅の貸主との調整

- 不動産業者等に申請書の写しを提示するとともに、「入居住宅に関する状況通知書」への記載、交付を受けてください。

◆ ハローワークでの他施策利用状況の確認

- 公共職業安定所（ハローワーク）にて他施策利用状況の確認を受けてください。

◆ 住居確保給付金の確認書類の提出

- 不動産業者等から記載・発行を受けた「入居住宅に関する状況通知書」に賃貸借契約書の写しを添付し、生活福祉課（自立相談支援機関）に提出してください。

◆ 住居確保給付金の審査・決定

- 審査の結果、受給資格ありと認められた場合には「住居確保給付金支給決定通知書」が交付され、あわせて、「常用就職届」、「職業相談確認票」、必要に応じて「住居確保給付金常用就職活動状況報告書」の用紙が配布されます。
- 入居している住宅の不動産業者等に対して「住居確保給付金支給決定通知書の写し」を提出してください。
- 住居確保給付金は自治体から不動産業者等へ直接振り込まれます。
- 受給資格なしと判断された場合、「住居確保給付金不支給通知書」が交付されます。その場合は、入居している住宅の不動産業者等に住居確保給付金不支給決定となった旨連絡してください。

◆ 総合支援資金貸付（生活支援費）の申込み

- 住居確保給付金受給中の生活費が必要な方は、社会福祉協議会に「住居確保給付金支給決定通知書の写し」を提出し、総合支援資金貸付（生活支援費）の申込みが可能です。審査が通ると、貸付決定が通知されます。

求職活動要件について（受給中の義務）

- ◆ 支給期間中は、公共職業安定所の利用、生活福祉課（自立相談支援機関）の支援員の助言、その他様々な方法により、常用就職に向けた就職活動を行ってください。

1 離職、休業等（2以外の方）

- ① 月2回以上、ハローワーク等へ職業相談を受け、「**職業相談確認票**」にハローワーク担当者から相談日、担当者名、支援内容について記入を受けるとともに、安定所確認印を受けます。
- ② 原則として週1回以上、求人先へ応募・面接などの求職活動を行い、「**住居確保給付金常用就職活動状況報告書**」に求人票や求人情報誌の該当部分を添付して、報告書を作成してください。
- ③ 月4回以上（うち1回以上は対面によること）、自立相談支援機関へ面談等による支援を受け、併せて上記の「**職業相談確認票**」、「**住居確保給付金常用就職活動状況報告書**」を提出し、就職活動等の状況を報告してください。

※休業等により収入減収して住居確保給付金を申請された方は、毎月の収入額が確認できる資料を併せて提出してください。

2 休業等（自営業者のうち、事業再生を目指す方）

- ① 月1回以上経営相談先（よろず支援拠点、商工会議所、商工会等）へ面談等の支援を受けてください。
- ② 申請時に経営相談先の助言のもと作成した自立に向けた活動計画（「**住居確保給付金 自立に向けた活動計画**」）に基づいた取組を月1回以上行ってください。
上記①、②の活動内容をもとに「住居確保給付金 自立に向けた活動状況報告書」を作成してください。
- ③ 月4回以上（うち1回以上対面によること）、自立相談支援機関へ面談等による支援を受け、併せて上記の「**住居確保給付金 自立に向けた活動計画**」、「**住居確保給付金 自立に向けた活動状況報告書**」を提出してください。また、収入状況についても確認できる資料とともに報告してください。

※再延長を希望する際は、2に該当する方であっても延長申請時から原則1の方と同じ活動をする事となります。

受給中に常用就職した場合は届出が必要です

- ◆ 支給決定後、常用就職（雇用契約において、期間の定めがない又は6ヶ月以上の雇用期間が定められているもの）した場合は、「常用就職届」を生活福祉課（自立相談支援機関）へ提出してください。
- ◆ 提出した月の翌月以降、収入額を確認することができる書類を、住居確保給付金窓口で毎月提出してください。

一定の要件を満たせば、延長・再延長が可能です

- ◆ 住居確保給付金の受給期間が終了する際に、一定の要件を満たしていれば、3か月間を、2回まで、延長することが可能です。

（要件）

- ・ 受給中に誠実かつ熱心に就職活動を行っていたこと
- ・ 世帯の収入と預貯金が一定額以下であること

住居確保給付金の受給期間の延長、再延長を希望される場合は、当初の受給期間の最終月になったら、収入と預貯金分かる書類を必ず準備して、生活福祉課（自立相談支援機関）へお越し下さい。

支給額を変更できる場合があります

- ◆ 以下の場合に限り、支給額の変更が可能です。
 - ・ 住居確保給付金支給対象住宅の家賃が変更された場合
 - ・ 収入があることから一部支給を受けていた方であって、受給中に収入が減少し、基準額以下に至った場合

生活福祉課（自立相談支援機関）に申請書を提出する必要がありますので、家賃が変わった又は収入が下がったことが証明出来る書類をお持ちのうえ、生活福祉課（自立相談支援機関）へお越しください。

住居確保給付金を中止する場合があります

- ◆ 実施主体の支援員等による面接等又は就職活動を怠る方については、支給を中止します。
- ◆ 受給中に常用就職し、又は、受給者の給与その他の業務上の収入を得る機会が増加し、就労等により得られた収入が一定額を超えた場合は、その収入が得られた月の家賃相当分から支給を中止します。
- ◆ 住宅を退去した者（大家からの要請の場合、生活福祉課（自立相談支援機関）の指示による場合を除く。）については、退去した日の属する月の翌月の家賃相当分から支給を中止します。
- ◆ 支給決定後、虚偽の申請等不適正な受給に該当することが明らかになった場合は、直ちに支給を中止します。
- ◆ 受給者及び受給者と同じ世帯に属する者が暴力団と判明した場合、禁錮刑以上の刑に処された場合、生活保護費を受給した場合は支給を中止します。
- ◆ 支給を中止する場合には、「住居確保給付金支給中止通知書」を交付します。

住居確保給付金の再支給について

- ◆ 住居確保給付金を受け、その結果常用就職に至ったものの、会社の都合で解雇になった場合や、事業主の都合による離職、廃業または就業している個人の給与その他業務上の収益を得る機会が個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、かつ従前の支給が終了した月の翌月から起算して 1 年を経過している場合、支給要件を満たしている方に限り、再支給を受けることができます。
※あらかじめ雇用期間が決まっていて、更新のないことに合意していた場合は会社都合の解雇には当たりません。

住居確保給付金を徴収する場合があります

- ◆ 住居確保給付金の支給中に虚偽の申請等不適正受給に該当することが判明した場合には、既に支給した給付について自治体が徴収するとともに、以降の住居確保給付金の支給も中止することとなります。